

群馬県適正化通信 NO. 177(令和5年6月号)

令和4年度巡回指導実施結果について

令和4年度の巡回指導実施結果を見ると、総合評価では前年度よりA（大変良い）、B（良い）が増加しました。

改善指導項目では、各項目の指摘率は減少傾向にあるものの、毎年度の課題でもある「特定運転者に対する特別指導」の指摘事項は依然ワースト1位で全体の40%以上を占めています。

中でも、初任運転者の“過去3年以上の事故歴把握”は指摘が多く見受けられました。“運転記録証明書”的取得が必要な理由には、「過去3年間における事故歴」を確認するためであり、万が一、人身事故があった場合には“初任診断”ではなく、“特定診断”を受診させることになります。改めて、初任運転者採用時の“運転記録証明書”的取得は忘れないよう徹底をお願いします。また、65歳を超える適齢運転者の“適齢診断受診結果に基づく教育”は指摘率が減少しましたが、引き続き適齢診断結果に基づく教育実施後は、忘れずに記録の保存をお願いします。

また、指摘率が増加した「過労防止」では、改善基準告示違反である“連続運転4時間超え”的指摘が一番多く、次に“拘束時間16時間超え”、“休息期間不足”が見受けられました。荷主等の時間指定や待機時間等の理由もあると思いますが、令和6年4月からは時間外労働の上限規制、新規基準告示も施行されます。今からでも、運転離脱（休憩）の徹底、運行内容の見直し、時間短縮に向けた荷主等への働きかけを行うようお願いいたします。

各事業者の皆様には、その他の項目も管理状況を確認のうえ、前回と同じ項目が指摘されないよう、「訪問アドバイス」や「一日相談室」等を利用して、計画的かつ積極的な取組みをお願いします。

1. 巡回指導総合評価集計

年度	A(大変良い)		B(良い)		C(普通)		D(悪い)		E(大変悪い)		その他		合計	
	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%
1年度	156	30.4	199	38.8	81	15.8	19	3.7	3	0.6	55	10.7	513	100
2年度	204	39.6	180	35.0	53	10.3	10	1.9	2	0.4	66	12.8	515	100
3年度	135	26.1	166	32.2	115	22.3	18	3.5	4	0.8	78	15.1	516	100
4年度	190	32.3	224	38.0	117	19.9	12	2.0	4	0.7	42	7.1	589	100

2. 改善指導項目ワースト5（全体）

※（）内の数字は指摘率

調査事項	元年度	2年度	3年度	4年度
・特定運転者に対する特別指導の実施及び記録保存（事故歴の把握を含む）	① (45.5%)	① (41.7%)	① (49.7%)	① (41.9%)
・過労防止（改善基準違反及び乗務割等の作成、時間管理を含む）	④ (23.7%)	③ (17.7%)	③ (33.9%)	② (27.6%)
・特定運転者の適性診断受診（初任診断、適齢診断等）	③ (24.7%)	② (25.7%)	④ (28.9%)	③ (26.0%)
・健康診断の実施及び記録保存	② (30.6%)	④ (17.5%)	② (35.7%)	④ (25.9%)
・点呼の実施及び記録保存	⑤ (24.7%)			⑤ (17.8%)
・運行指示書の作成、指示、記録保存			⑤ (27.3%)	
・整備管理者の講習		⑤ (14.9%)		

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821